



札幌郊外 月寒種羊場


北海道行政書士会報

発行所
 札幌市大通西6丁目
 北海道行政書士会
 T ☎3881-0545
 振替口座小樽8224
 印刷所
 株式会社 正文舎印刷所
 札幌市菊水西町2丁目
 電話☎7151-3番

● 連絡
 行政書士会員、バッチ出来ました。
 長々ご不便をかけたましたが此度待望のバッチが出来ました。事務員も178の円、後方発送は

願いに付、日行連会長、本会会長連名にて
 礼状を発送し更に再度かかる類似業法の上程な
 きよう懇請した。
 日行連全国支部長会議に祝電を贈る

第三十一号
 会報 **もくじ**

年頭の御挨拶

会員の和と業界発展を祈念す

会長 渡辺慶吉

2

会務報告

昭和四十一年度会員

移動状況

行政書士試験合格者

行政書士の登録

釧路支部の

「労務保険士」

法案反対決議

3

事務局日誌

あとがき

7

7

年頭の御挨拶



会員の和と

業界発展を祈念す

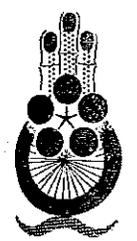
北海道行政書士会

会長 渡辺慶吉

昭和四十二の輝かしい初春を寿ぎ會員皆様の御健闘を御祝福申し上げます。本会は、強制会として発足以来幾多の困難を克服しつつ、今や六百四十有余の會員を抱擁する、全国最大の単体会と成長発展を見るに至りました。これ偏に主管公署の深い御理解と御指導によるところでありますが、會員皆様の絶大な御協力の賜ものと、深く感謝申し上げます。

「一年の計は元旦にあり」と古人の言い残した言をそのままに、四十二年の初頭にあたり、心気一新業界発展のために微力を尽し度い所存であります。本年は羊の如く温良で、和平を標榜す

る希望の年であり本會員の和と発展は類似業法「労務保険士法案等」の立法を阻止し、非行政書士の跋扈を監視し、正々堂々たる本会會員として、時代に適応した如何なる部類の書類でも依頼者の需要に応じ得られる研修を重ねることこそ、保持されるものと思考される次第であります。會員一同の御協力をお願いし、希望ある明かるい年であるよう祈念し、新年の御挨拶と致します。



謹賀新年

清らかなる元旦 御多幸と御健勝を 祈り、変らぬ 御厚誼の程 お願ひ申し上げます

昭和四十二年元旦

- 会長 渡辺慶吉(札幌)
副会長 佐藤幸之助(〃)
理事 藤山利夫(〃)
岸川隆次(小樽)
常任理事 鈴木次男(札幌)
成沢梅次郎(〃)
有馬範治(〃)
高島正夫(〃)
横路雅美(〃)
森平国武(〃)
森原健治郎(函館)

会務報告

第一回行政書士業務に関する連絡協議会

- 一、日時 昭和四十一年十一月十日 午後三時
二、会場 札幌市北四十七 北海道自治会館
出席 地方課行政第二係長 皆川俊夫
地方課 主事 山中洋
環境衛生課食品衛生係長 武田省平
宅地課 主事 高橋智
北海道食品衛生協会副会長 武田勇
社会保険士協会専務理事 西山豊
宅地建物取引業協同組合長 斎藤喜太郎
北海道行政書士会会長 渡辺慶吉
副会長 佐藤幸之助
理事 藤山利夫
岸川隆次
経理部長 鈴木次男
常任理事 成沢梅次郎
札幌支部長 森口松太郎
旭川支部長 荒慶次郎
十勝支部長 佐々木行雄
事務局職員 二名

一、議事
種々論議の結果官公署並に各種団体夫々の立場から類似業務と行政書士業務との範疇を明確にし、非行政書士の根絶違反者の取締りを厳重にし、明朗な業界発展のため協力することで意見の一致を見て有益な協議会であった。

部長会議

- 一、日時 昭和四十一年十二月六日 午後六時
二、場所 北海道行政書士会事務所
出席者 渡辺会長、佐藤副会長、藤山副会長、鈴木経理部長、事務局職員二名

第六回常任理事会

- 一、日時 昭和四十一年十二月二十二日 午後四時
二、会場 札幌市辰美旅館
出席 渡辺会長、藤山、佐藤副会長、鈴木次男、成沢梅次郎、有馬範治、高島正夫、荒慶次郎、以上常任理事
小城清一：綱紀委員長
山本松、遠藤潔：以上監事
事務局職員 二名

- 一、議事
協議事項
1、非行政書士防止対策について
2、会費滞納者の取扱いについて
3、昭和四十二年定時総会開催地について
4、会費減免申請者の取扱いについて
5、本年度予算外支出について書面による承認を求めた結果について
報告事項
1、四十一年度中に於ける違反(答察者を含む)状況

会費に就いて

会費は御承知のように毎月末日まで、翌月分を納付しなければならぬことに会則に定められて居りますが、これが容易に納まらない状態にあります。会務運営の円滑化を図るためには、會員各位の協力をお願いし会費前納を常に要請している次第です。會員の中には、3ヵ月から6ヵ月前納年間完納もあり会当事者

2、斡旋物価格改訂について

- 理事 細井伊三郎(小樽)
関野久吉(留萌)
荒慶次郎(旭川)
後藤勲(空知)
太田利明(釧路)
喜多章明(十勝)
藤井清(網走)
灰原泰広(室蘭)
石本則善(日高)
佐々木行雄(十勝)
野尻滯(釧路)
監事 遠藤潔(札幌)
榎波弥一郎(十勝)
山本松(空知)

登録年月日	登録番号	住 所	氏 名	資 格
41.7.28	石狩19号	札幌市南1条西26丁目	寺 嶋 節 雄	法2条2の5
7.29	20号	札幌市東札幌6条3丁目7	尾 崎 岩 雄	法2条2の5
8.5	21号	札幌市手稲町字手稲367	山 口 金 彦	法2条2の5
8.9	22号	札幌市北19条西7丁目20の127	島 田 久 雄	法2条2の5
8.20	23号	札幌市真駒内17	小 林 茂	法2条2の5
9.1	24号	札幌市月寒544	佐 藤 紀 夫	法2条1
25号	25号	千歳郡恵庭町島松寿町217	小 原 健 栄	法2条1

◇ 行政書士の登録

旭川	退 会
1100	荒田ムメ
	富良野市富良野町430
	12.5
	退 会

網走	八二七	大野忠男	北見市3条西5丁目	11.2	新入会
十勝	八二六	豊田春男	足寄郡足寄町字足寄太基線86	11.2	新入会
釧路	八二七	宗田新一	釧路市春採172	11.2	新入会
札幌	八二八	和泉建興	札幌市菊水西町10丁目	11.2	新入会
空知	八二九	高杉彦也	夕張郡栗山町字栗山80	11.2	新入会
札幌	八二〇	渡辺芳則	札幌市大通西6丁目6	11.2	新入会
網走	八二二	近藤和吉	常呂郡留辺蘂町栄町31	11.2	新入会
日高	八二三	小彼重吉	静内郡静内町字御幸町191	11.2	新入会
旭川	八三三	三浦忠信	旭川市末広町2丁目	11.2	新入会
日高	八三四	西内久治	沙流郡門別町字厚賀町91	11.2	新入会
札幌	八三五	米内山政造	札幌市栄町565	11.2	新入会
網走	八二六	今野藤男	紋別市幸町2丁目8	11.2	新入会
十勝	八二七	渡辺真一	帯広市東1条南3丁目19	11.2	新入会

支部	会員番号	氏 名	事 務 所	入会月日	備 考
十勝	八〇九	島村 明	帯広市西1条南6丁目3	11.2	新入会
札幌	八一〇	鷹井政一	札幌市月寒119の4	11.2	新入会
旭川	八一〇	斎藤 舜	旭川市大町2条9丁目	11.2	新入会
釧路	八二二	佐渡保正	釧路市黒金町9丁目1	11.2	新入会
函館	八二三	池田勇助	上磯郡上磯町字追分18	11.2	新入会
留萌	八二四	池田寅次郎	天塩郡遠別町字本町4丁目	11.2	新入会

◇ 入 会

(41年11月1日より12月31日まで)

会員異動

支 部	年度始 会員数	入 会			退 会				年度末 会員数	
		新入	転入	計	死亡	廃業	処分	転出		計
札幌	126	33	4	37	2	2	4	2	10	153
函館	42	9		9	3	1	3	2	9	42
小空	39	6	2	8		1	1	2	4	43
旭川	61	12		12	4		1	1	6	67
留萌	84	14		14	1	6		1	8	90
宗谷	8	5		5		1			1	12
網走	7			7			1		1	7
室蘭	59	7		7					1	65
高勝	35	4	1	5	3	1			4	36
十勝	13	5		5	1		1		1	17
釧路	56	5		5	1				2	59
根室	17	24		24		1			1	40
計	9	2		2						11
計	556	126	7	133	15	13	11	8	47	642

◎ 昭和四十年年度会員異動調

34	中川 正義	釧路市鳥取115
33	鹿士 秀洋	札幌市手稲町字手稲310
32	川村 勇治	札幌市北21西2
31	益谷 等	函館市柏木町97の11
30	新田 周市	新冠郡新冠町字新冠63の5
29	真貝 憲治	北見市北斗町240
28	清水 正信	松山郡厚沢部町館町127
27	山田 新一	東京都渋谷区西原1丁目35
26	土田 恭照	札幌市北28東1
25	勝野 信夫	函館市柏木町117
24	石川 信男	札幌市栄町494
23	和泉 健興	札幌市菊水西町10丁目
22	猪木 祐子	岩見沢市4条東4丁目
21	滋野 実	富良野市田町1区
20	高見 勉	北見市三葉町71
19	泉谷 繁	室蘭市輪西町2丁目28番6号
18	藤沢 康昭	網走市北6西2 7番地
17	石若 彰一	江別市大原宮町86
16	高橋 義雄	旭川市錦町19丁目
15	高杉 彦也	夕張郡栗山町字栗山80
14	泉田 敬治	北見市美山町公営住宅13
13	伊藤 克三	沙流郡門別町字本町58
12	江良 三夫	室蘭市知利町3丁目12と10
11	上野 勝佈	北1丁目3
10	中田 邦彦	標津郡中標津町東6条
9	土谷 剛	旭川市8条通1丁目
8	大崎 敏郎	札幌市琴似町宮の森61
7	一色 美秀	名寄市西4条南9丁目14
6	長屋 昭次	札幌市西4条南9丁目14
5	佐々木喜多男	札幌市北10西3
4	舟田 政雄	札幌市北10西3
3	柴田 貞夫	旭川市永山町12丁目108
2	佐藤信之丞	札幌市南67西12840

行政書士試験の合格者

昭和四十一年十月六日の行政書士試験の合格者は次のとおりです。合格おめでとうございませす。業務を開始されるために、速やかに本会へ入会されますよう歓迎しております。

合格証 氏 名 住 所

1 中野 勇治 中川郡美深町字敷島299

を励ましていることは誠に欣快の至りでありませす、一方3カ月以上滞納経験のある会員には寛之のあることと思われませす、その上6カ月以上の会費滞納者には日限をきめて内容証明を以って催告(一通につき二四五円)をなし、これに應じない場合は退会処分により行政書士会員名簿から削除され業務は勿論行なえないことになつて居りませす。

3カ月なり6カ月という心に心をゆるし、2、3カ月まではマアマア……5、6カ月までは……とナレアイ的な会員が全くないと云い切れなことは残念至極です。

これは月末の徴収簿で判然とすることで敵うべくもない実状です。この実状は事務の繁雑化を来たし、協力的な前納者に対しては誠に申訳けないことで、ここでは前納完納の会員方には耐えて頂くと共に滞納者の協力を促す次第であります。

そして表面上はどうか動いているのは会費の前納、完納者及び定められたように毎月末日までに納入される会員のお蔭であつて、未納続きの会員はこれに便乗している形になつて居るので、共同体の発展はその分子である各位が義務を果すところにこそ望まれることであるということをご銘記して頂き、新しい四十二年度こそ会務の効果的運営と、お互いの手数を省くため、よろしく御協力の程お願いする次第であります。

41	9・8	石狩26号	札幌市北44条東2丁目817	小平 忠	法2条2の5
39	9・10	27号	札幌市藤野の434の70	佐々木 賢次郎	法2条2の5
38	9・12	28号	号札幌市琴似町24軒303	阿部 養太郎	法2条2の5
37	10・15	29号	札幌市澄川23の14	貝田 信二	法2条2の5
36	10・1	後志6号	小樽市松山町11	鷹井 政一	法2条2の5
35	8・8	空知6号	雨竜郡秩父別町15448	久保田 政太郎	法2条2の5
34	10・8	7号	空知郡江部乙町18443	内山 鴻一	法2条2の5
33	10・27	上川18号	旭川市豊岡町3丁目	北条 広志	法2条2の5
32	9・3	網走7号	北見市寿町42	梶山 茂雄	法2条2の5
31	9・9	8号	網走市南7条東6丁目11	泊 清忠	法2条2の5
30	8・31	十勝8号	中川郡幕別町宝野117	平形 勝	法2条2の5
29	9・16	9号	帯広市西13条南10丁目11	前 盛八郎	法2条2の5
28	9・27	10号	帯広市西3条南29丁目1	島 村 明	法2条2の5
27	10・7	11号	帯広市西17条南2丁目2	中 村 徳男	法2条2の5
26	8・18	釧路9号	川上郡弟子屈町111	高 林 敏男	法2条2の5
25	9・29	10号	釧路市緑ヶ岡18	下 田 文夫	法2条2の5
24	10・24	11号	釧路市白金町1の16	福 岡 重吉	法2条2の5
23	11・14	12号	釧路市黒金町9丁目1	佐 渡 保正	法2条2の5
22	11・14	13号	釧路市春採172	宗 田 新一	法2条2の5

◎昭和四十一年九月十七日釧路支部臨時総会に於ける「労務保険士」法制定反対決議書本会宛送附になりましたので紹介いたします。

労務保険士法制定に関する反対決議

感後意欲なる社会状況の変化に伴い、行政機構の復雑化とともに、あらゆる業種別に数多くの「何々士」が、先般臨時行政調査会がこれらの「何々士」に対する大整理を実施せんとして調査の「許認可等の改革に関する意見、整理簡素化の基準」に相反する結果、数

百件にのぼる「何々士」の不必要性を認められ、これが関連法案と資格登録廃止を政府に答申されたものである。その際、臨時行政調査会においては、数百年来の伝統を有する「行政書士並びに司法書士」制度まで不要としたものであるが、これらは一般国民生活において必要欠くべからざるものとして除外された。

以上のように政府当局においても、複雑な行政機構の整理簡素化を図りその具体化を推進しつつあるとき、これに逆行するかの如き「労務保険士法」と称する立法化には、絶対反対である。

さて、行政書士の業務は、他の業種と異なり、行政書士法第一条の規定に基づき、他人の依頼を受け、報酬を得て官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類(実施調査に基づく図面類を含む)を作成することを業とするものである。

戦後、社会状況の変化に伴ない、あらゆる行政官公庁において、窓口業務の簡素化を図り、窓口サービスに力を注ぎ、簡易な書類については本人の作成主義を採用し指導されることは、まことに時宜を得たものであり、われわれも歓迎するところである。

しかしながら、この窓口サービスもやもすれば過剰傾向を示し、また近時全国的に「労務管理士」なる名称を用いて、あたかも適法なる業務の如く公然と行政書士法違反行為をなす者が跳梁跋扈する現状である。

しかもこれに対し、一部の行政官公庁においては、これらの違法行為を看過するのみかむしろ助長するかの如き傾向の見られることは、まことに遺憾に堪えないところである。

その他食品衛生協会、土地会社、同業組合等においても、報酬を得て公然と違法行為を行なっていることは、周知の事実である。

これら一連の違法行為を「労務保険士法」なるもの制定によって合法化することは許さるべきものではなく、まして行政書士法の一部を改正してわれわれ行政書士の業務を侵害されることは、断じて黙過することのできないものである。

よってここに、北海道行政書士会釧路支部臨時総会は、満場一致をもって「労務保険士法」制定に断乎反対することを決議する。

昭和四十一年九月十七日
北海道行政書士会釧路支部臨時総会

事務局日誌

十月

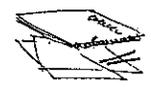
- 24日 諸官署及び関連する諸団体との連絡協議会開催準備、会場を自治会館四階松の間と決定
- 2日 入会 十勝1
- 4日 入会 札幌1
- 5日 一日内閣札幌で開かれる
- 8日 入会 旭川1
- 10日 昭和四十一年十月十六日施行の行政書士試験の合格発表あり
- 10日 行政書士業務に関する連絡協議会を北四・西六自治会館で開く
- 19日 会費三カ月以上滞納会員に督促状発送(一七四通)
- 22日 入会 函館1
- 24日 入会 十勝1 留萌1 網走1
- 25日 退会 函館1 退会 空知1

十一月

- 28日 入会 釧路1
- 1日 入会 札幌2 空知1
- 4日 入会 網走1
- 5日 入会 日高1 旭川1
- 6日 退会 旭川1
- 9日 部長会議
- 12日 入会 日高1
- 15日 入会 札幌1
- 21日 入会 網走1
- 22日 入会 十勝1
- 27日 第六回常任理事会
- 27日 事務所の大掃除
- 28日 四十二年度ご用納

▼あとがき▲

【お願い】
年計報告用紙を送りました。報告の提出期限は1月31日です。お忘れなく御地支庁長宛提出下さい。



64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35
渡辺 真一	浜野 栄七	山藤 芳郎	井上 半蔵	橋崎仙太郎	今野 光雄	渡辺 芳則	渡辺 誠一	豊田 春男	三浦 忠信	堂前 元良	鈴木 進	小林 長則	池田 雅彦	黒田 修一	三浦由太郎	徳永 捷紀	新谷 睦子	徳永 隼人	小彼 重吉	谷口 和幸	池田 高明	得能 幸雄	高井 健	川股 忠機	神 良一	永沼 清	山田正三郎	三沢 隆光	今滝 秀男
帯広市東1条西3丁目19	釧路市光陽町23	新冠郡新冠町字新冠	目梨郡羅臼町栄町	小樽市南赤岩町	留萌市大字留萌村字留萌原野	札幌市大通西6の6	札幌市南5西11	足寄郡足寄町字足寄太基線	旭川市末広町2丁目	札幌市北23条7	河東郡士幌町字士幌	北見市屯田町186	札幌市南3西2	旭川市4条2丁目	小樽市入舟町7丁目	札幌市北1西10	網走市北8西2	札幌市北1西10	静内郡静内町字御幸町191	樺戸郡浦臼町字浦臼内	網走市南5条東4丁目	雨竜郡秩父別町2の6	室蘭市母恋南町3丁目4	旭川市パルプ町1条丁5目	札幌市東雁来町90	札幌市美園12条6丁目	札幌市美園2条3丁目	札幌市白石町中央50	北見市北6西1

